

(保 298)
令和4年2月25日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎

「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正等について

平成30年度より、国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるためには、3年間の実務経験と2日間程度（16時間以上）の研修受講が必要となっておりますが、経過措置として施術管理者の届出を行う期間に応じ、段階的に実施する特例措置が示されております。

今般、令和4年4月から令和6年3月までに施術管理者として届出する場合は、実務経験の期間を2年間（うち、保険医療機関の実務経験は最長1年まで）とする旨、特例措置が示されましたのでご連絡申し上げます。

[添付資料]

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令 4.2.14 保発 0214 第2号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」
の一部改正について
(令 4.2.14 保発 0214 第3号)

保発0214第2号

令和4年2月14日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知)について、その一部を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知)の一部を次のように改正する。

○別添1別紙を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>二</u>年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、<u>その実施状況を踏まえつつ</u>、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</p> <p>6～7 (略)</p>	<p>別紙</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>一</u>年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和3年度までは一年以上とし、<u>その実施状況を踏まえつつ</u>、令和4年及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</p> <p>6～7 (略)</p>

○別添2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>二</u>年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和4年度及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)とし、<u>その実施状況を踏まえつつ</u>、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>別添2</p> <p style="text-align: center;">受領委任の取扱規程</p> <p>第1章 総則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、<u>一</u>年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p>なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、令和3年度までは<u>一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ</u>、令和4年及び令和5年度は二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)、令和6年度以降は三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)とするものであること。</p> <p>6～8 (略)</p>

保発0214第3号
令和4年2月14日

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付け保発0116第2号）について、その一部を別添のとおり改正し、令和4年4月1日から適用することとしたので、その取扱いについて遺漏なきようご配慮願いたい。

なお、既に提出されている別紙様式1は改めて提出を要しないこととする。
また、当分の間、従来の様式を取り繕って使用することができることとする。

(別添)

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日付け保発0116第2号)

別紙1

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="288 379 965 496">柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について (施術管理者の要件に係る取扱)</p> <p data-bbox="170 547 1120 911">1 施術管理者の要件としての実務経験について 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号。以下「受領委任通知」という。)別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「柔道整復師として実務に従事した経験」は、受領委任の取扱いを行うとして登録された施術所及び保険医療機関(以下「登録施術所等」という。)において、柔道整復師として実務に従事した経験(以下「柔道整復師実務経験」という。)であること。<u>なお、保険医療機関での経験は必ずしも必要ではない。</u></p> <p data-bbox="170 962 1120 1374">2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。こと。 (1) 略 (2) 登録施術所等の雇用契約期間とすること。 (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>二年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)</u>とすること。 (4) 略</p> <p data-bbox="170 1425 770 1455">3 柔道整復師実務経験の期間の証明方法</p>	<p data-bbox="1267 379 1944 496">柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について (施術管理者の要件に係る取扱)</p> <p data-bbox="1149 547 2098 871">1 施術管理者の要件としての実務経験について 「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0524第2号。以下「受領委任通知」という。)別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「柔道整復師として実務に従事した経験」は、受領委任の取扱いを行うとして登録された施術所(以下「登録施術所」という。)において、柔道整復師として実務に従事した経験(以下「柔道整復師実務経験」という。)であること。</p> <p data-bbox="1149 962 2098 1331">2 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間 施術管理者の要件としての柔道整復師実務経験の期間は、次の事項の全てを満たすものとする。こと。 (1) 略 (2) 登録施術所の雇用契約期間とすること。 (3) 受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に必要となる柔道整復師実務経験の期間は、<u>1年</u>とすること。 (4) 略</p> <p data-bbox="1149 1425 1749 1455">3 柔道整復師実務経験の期間の証明方法</p>

柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、次の事項の全てを満たす方法とすること。

(1) 略

(2) 実務経験期間証明書は、柔道整復師が実務に従事した登録施術所等の管理者（開設者、施術管理者又は保険医療機関の管理者）による証明とすること。

(3) 略

4 登録施術所等の管理者における柔道整復師実務経験の期間の証明

登録施術所等の管理者は、以下に示す柔道整復師実務経験の期間を証明するものとする。

(1) 登録施術所等の管理者は、実務経験期間の証明を求められた場合、当該柔道整復師にかかる雇用契約期間を確認したうえで、別紙様式1の実務経験期間証明書の必要欄を記入した後、手交すること。

(2) 登録施術所等の管理者は、当該登録施術所等に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。

5 登録施術所等の管理者に対する改善

地方厚生（支）局長は、登録施術所等の管理者が4の規定に違反していると認めるときは、受領委任通知別添1による協定及び別添2による受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録施術所等の管理者に対し、柔道整復師実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登録施術所等の管理者はこれに応じるものとする。

なお、登録施術所の管理者における虚偽証明の事実を認めるときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。

6～9 略

柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、次の事項の全てを満たす方法とすること。

(1) 略

(2) 実務経験期間証明書は、柔道整復師が実務に従事した登録施術所の管理者（開設者又は施術管理者）による証明とすること。

(3) 略

4 登録施術所の管理者における柔道整復師実務経験の期間の証明

登録施術所の管理者は、以下に示す柔道整復師実務経験の期間を証明するものとする。

(1) 登録施術所の管理者は、実務経験期間の証明を求められた場合、当該柔道整復師にかかる雇用契約期間を確認したうえで、別紙様式1の実務経験期間証明書の必要欄を記入した後、手交すること。

(2) 登録施術所の管理者は、当該施術所に勤務を希望する柔道整復師に対し、関係法令等を遵守した上で、不利益な取扱いを行わないこと。

5 登録施術所の管理者に対する改善

地方厚生（支）局長は、登録施術所の管理者が4の規定に違反していると認めるときは、受領委任通知別添1による協定及び別添2による受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録施術所の管理者に対し、柔道整復師実務経験期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登録施術所の管理者はこれに応じるものとする。

なお、登録施術所の管理者における虚偽証明の事実を認めるときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。

6～9 略

改正後

改正前

別紙様式1

実務経験期間証明書

次の者は当施設において、柔道整復師として実務に従事したことを証明します。

氏名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
従事期間	昭和 平成 令和 年 月 日 ~ 昭和 平成 令和 年 月 日
	年 カ月

令和 年 月 日

施設名

登録記号番号(又は医療機関コード)

所在地

〒. - -

管理者職名
及び氏名

(注) 1. 柔道整復師としての実務経験期間を記載すること。
2. 虚偽の証明を行ったときは、受領委任の取扱いの中止又は中止相当となります。

別紙様式1

実務経験期間証明書

次の者は当施設において、柔道整復の**施術**に従事したことを証明します。

氏名	
生年月日	昭和 平成 年 月 日
従事期間	昭和 平成 令和 年 月 日 ~ 昭和 平成 令和 年 月 日
	年 カ月

令和 年 月 日

施設名

登録記号番号

所在地

〒. - -

管理者職名
及び氏名

(注) 1. 柔道整復師としての実務経験期間を記載すること。
2. 虚偽の証明を行ったときは、受領委任の取扱いの中止又は中止相当となります。